

## 住宅建築確約書

三重県市町村職員共済組合貸付規則に基づき、住宅用敷地を購入する資金として貸付けを受けた場合、購入した土地に自己の用に供する住宅を5年以内に建築すること、及び土地購入後に住宅建築にかかる資金を借り入れた場合、給料月額に対する毎月の償還額が30%を、年収額に対する年間償還額が30%を超えないことを確約します。

なお、建築後はすみやかに報告します。

既に建築が予定されている場合は記入してください。

建 築 予 定 年 月	備 考
平成 年 月 頃	建築費の資金調達が計画されている場合は、借入状況報告書に建築にかかる借入れも含めて記入してください。

平成 年 月 日

三重県市町村職員共済組合理事長 様

組合員証記号番号 ー

住 所

氏 名

